

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 病院に、診療部門として、次の部、室、センター及びユニットを置く。</p> <p>デイ・ケア診療部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 脳卒中診療部 脳卒中療養支援センター がんセンター VHL病センター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター 摂食嚥下診療センター 総合周産期母子医療センター</p> <p>こども医療センター 児童思春期こころの相談センター 黄斑疾患治療センター 高齢者医療ユニット 漢方診療ユニット</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>第6条 病院に、診療部門として、次の部、室、センター及びユニットを置く。</p> <p>デイ・ケア診療部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 脳卒中診療部 脳卒中療養支援センター がんセンター VHL病センター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター 摂食嚥下診療センター 総合周産期母子医療センター <u>小児集中治療センター</u> こども医療センター 児童思春期こころの相談センター 黄斑疾患治療センター 高齢者医療ユニット 漢方診療ユニット</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。</p>